

# 川崎北青色申告会指導会年間スケジュール

記帳指導期間	
4月	簡易な記帳の仕方や複式簿記での記帳の仕方、会計ソフトの入力の仕方、入力内容の詳細な確認などのご指導を行う期間です。
5月	<b>以下のようなご指導は11月末までとなりますので、お早めにご相談にお越し下さい</b>
6月	○今年から初めて会計ソフトを利用する方や会計ソフトを利用されていて入力の仕方など分からぬ事がある方
7月	○会計ソフトを利用して入力した内容の確認をご希望の方 ○今年から複式簿記で記帳される方や簡易な記帳の仕方、集計の仕方が分からぬ方
8月	○複式簿記で記帳されていて合計残高試算表が合っていない方
9月	○今年10万円以上の車・パソコン・備品など減価償却資産を購入された方（減価償却の計算をこの期間に済ませて下さい） ○賃貸物件を購入又は建替えや大規模な修繕をされた方（減価償却の計算をこの期間に済ませて下さい）
10月	○今年分の消費税の申告が必要な方
11月	○インボイス発行事業者の登録申請書をしてお分かりにならぬ方 ○その他お分かりにならぬ事がある方
記帳内容確認期間	
12月	記帳済みや入力済みデータの内容の簡単な確認を行う期間です。 <b>年末調整指導会の期間中は年末調整の指導しか行っておりません。</b>
決算・申告指導期間	
1月	<b>年末調整指導会の期間中は年末調整の指導しか行っておりません。</b> 決算書などを作成する仕上げの為の指導期間です、お分かりにならぬ事を聞いて頂く期間ではありません。
2月	会計ソフトの入力の仕方、入力内容の詳細な確認、複式簿記での記帳の仕方、新規の減価償却の計算などのご指導はこの期間は致しませんので、会計ソフトの入力の仕方、日々の記帳などでお分かりにならぬ事がある方や今年10万円以上の減価償却資産を購入された方、賃貸物件の購入等や大規模な修繕をされた方は <b>11月末までの決算準備指導会に必ずご相談にお越し下さい。</b>
3月	<b>この期間は入力や記帳内容に修正等がある場合、修正の仕方をご説明しますので、ご自宅で修正作業をして頂きます、申告会では修正作業は出来ませんので、あらかじめご了承ください。</b>